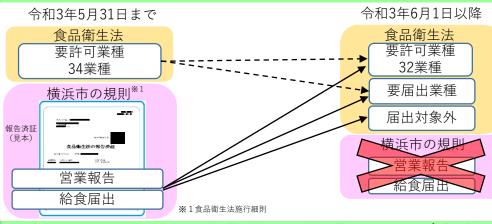
食品衛生法による営業届出制度ができました!

食品衛生法が改正され、食品営業許可制度の見直しや営業届出制度が創設されました。 法による「届出 |制度ができたことから、横浜市の規則*1による「営業報告・給食届出 |制度は廃止しま

した。**営業の内容によって、新たに営業許可や届出が必要**になりますので、必ずご確認ください。

食品衛生法改正の概要



営業の内容によって、 必要な手続が異なり ます。

新たに必要となる営業許可/営業届出のご案内

《営業報告による営業(食品等の製造や販売)を行っていた方》

営業の内容は食品等の 製造業ですか?

はし

要許可業種(32業種)に該当しますか? 例) 漬物製造業、密封包装食品製造業、 食品の小分け業 など

はい

いいえ

許可が必要

<u>詳細は次ページ</u> ①営業許可へ

いいえ 常温で長期間保存※2が可能な製造・加工され

た包装食品や添加物のみの販売ですか?

いいえ

※2 賞味期限が設定されているもの 又はそれと同等に長期間保存可能なもの

届出不要

はい

詳細は次ページ ②届出不要~

詳細は次ページ ③営業届出へ

届出が必要となる場合があります

《魚介類販売業(包装品)、食肉販売業(包装品)、乳類販売業、氷雪販売業 の営業許可を取得していた方》

《届出業種(営業の形態)》(次ページ③の表参照)の 中から、代表的な1業種(主な業種)を選択すると、 上記4業種のいずれかになりますか?

はい

届出不要

詳細は次ページ ③営業届出~

いいえ

届出が必要となる場合があります

はい

詳細は次ページ ③営業届出へ

《給食施設の方》

調理業務を委託していますか?

いいえ

受託事業者の許可取得が必要 (給食施設設置者の届出不要)

1回の提供食数は20食未満ですか?

はい届出不要

いいえ

届出が必要です

詳細は<u>最終ページ</u> 4給食施設の届出く

① 営業許可について

現在、行っている営業が「要許可業種(32業種)」に該当する場合は、

「営業許可」が必要となりました。業種の詳細については厚生労働省 ホームページをご確認ください。 ≪許可業種の例≫



営業許可の取得期限

令和6年5月31日 (令和3年6月1日以降に営業を始める方は

営業を始める前に許可が必要です。

漬物	漬物(梅干、キムチ等)や漬物と併せて漬物を主原料とする食品(漬物とその他のものを混合して炒めるなど、
製造業	漬物のような形態(例:高菜漬け、味付けザーサイ、味付けメンマ等))を製造する営業
密封包装 食品製造業	レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品であって、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないものを製造する営業(他の要許可業種に該当するものを除く。)➡ <mark>容器包装に密閉された常温品の製造</mark>
食品の	一部の要許可業種の各営業で製造された既製品を小分けして、容器包装に入れる等する営業(調理や小売販売
小分け業	での小分け行為は許可対象外)
水産製品 製造業 (例:干物、魚卵等)	魚介類その他の水産動物若しくはその卵(以下「水産動物等」)を主原料とする食品を製造する営業や当該食品と併せて当該食品若しくは水産動物等を使用したそうざい(魚の煮物や揚げ物等)を製造する営業(海藻の製造・加工は届出対象)

許可取得のながれ

1事前相談

②施設工事等

③申請書類提出

4)施設調査

⑤許可証受取

まずは、許可業種に該当するか施設のある区の生活衛生課にご相談ください。該当する場合は、現在の施設の構造及び設備が 「施設基準」を満たしているか確認しますので、図面と製造工程をご準備ください。

施設基準を満たしていない場合、基準に適合するよう工事等が必要な場合がありますので、お早めにご相談ください。 また、食品衛生責任者の有資格者がいない場合は、早めに資格を取得しましょう。

② 届出不要の業種について

次の(1)から(7)に該当する営業のみの場合は、公衆衛生に与える影 響が少ない営業として、営業許可、届出の必要はありません。

- (1)食品、添加物の輸入業
- (2)食品、添加物の貯蔵(食品の冷凍・冷蔵倉庫業を除く)又は運 搬のみをする営業
- (3)容器包装に入れられ、又は包まれた食品、添加物のうち、常温 保存した場合に、腐敗、変敗その他の品質の劣化により食品衛 生上の危害の発生のおそれがないものの販売業
- ⇒常温で長期間保存※が可能な製造・加工された包装食品、添加物 のみの販売 ※賞味期限が設定されているもの又はそれと同等に長期間保存可能なもの
- 例)スナック菓子、カップ麺、清涼飲料水、酒精飲料、茶類等 (4)器具容器包装の製造業(合成樹脂を除く。)
 - (注) 合成樹脂使用のものは届出対象
- (5)器具容器包装の輸入又は販売業
- (6)集団給食施設のうち、調理業務を委託している業者が許可を取 得している場合、又は1回の提供食数が20食未満の施設(調理 業務を委託している場合は20食未満でも営業許可が必要)
- (7)農業、漁業などの採取業

③ **営業届出について** 報告済証をお持ちの方(横浜市の規則による「営業報告」をしていた方)も新たに「営業届」の手続が必要です。

「要許可業種(32業種)」と「届出不要な業種」以外の営業を行う方は「営業届」の手続が必要です。

次の業種から、該当する業種(複数の届出業種に該当する場合は、代表的な1業種(主な業種))を選択し、届出してください。

営業届出の手続については、別紙を参照してください。

なお、届出後は旧制度で交付していた「報告済証」は交付しません。食品衛生申請等システムによる届出を行った場合は、システムから届出したことを確認 することができます。窓口で届出をする場合に控えが必要な方は、届出用紙を2部ご用意いただき窓口にご提出ください。(受付印を押し、1部を控えとして返却します。(無料))

届出済証明書の発行をご希望の場合は、別途申請が必要です。(手数料300円)

営業届の手続期限

令和3年11月30日

(令和3年6月1日以降に営業を始める方は営業を始める前に届出が必要です。)

≪ 留意事項 ≫

≪届出業種(営業の形態)≫

区分	業種	
旧許可業種であった営業	①魚介類販売業(包装品※) ②食肉販売業(包装品※) ③乳類販売業 ④氷雪販売業 ⑤コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	
販売業	⑥弁当販売業 ⑦野菜果物販売業 ⑧米穀類販売業 ⑨通信販売・訪問販売による販売業 ⑩コンビニエンスストア ⑪百貨店、総合スーパー ⑫自動販売機による販売業(⑤コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象は除く) ⑬その他の食料・飲料販売業	
製造・加工業	(4)添加物製造・加工業(要許可対象は除く) (6)健康食品の製造・加工業(6)コーヒー製造・加工業(飲料製造を除く) (7)農産保存食料品製造・加工業(8)調味料製造・加工業(9)糖類製造・加工業(2)精穀・製粉業(2)製茶業(2)海藻製造・加工業(3)卵選別包装業(2)その他の食料品製造・加工業(2)	
上記以外のもの	③行商 ⑥集団給食施設(要許可施設及び 1 回の提供食数が 20食未満の施設を除く) ⑦器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂使用のものに限る) ⑧露店・仮設店舗等(要許可業種を除く)	

同一施設で営業許可を取得している場合

同一施設で製造や調理などを行い、営業許可を取得している場合も、届出業種に該当する営業を行って **いる場合は届出が必要です。** 例)飲食店で、仕入れたアイスクリーム(包装品)を販売している場合

「乳類販売」、「食肉販売(包装品)」、「魚介類販売(包装品)」、「氷雪販売」の営業許可を取得 していた場合

今までは許可業種でしたが、今回の法改正により、営業届出業種に移行しました。これらの許可を取得 していた方は法改正に伴い、既に営業届出をしたこととみなされます。**これらの業種が「主な業種」の 場合は、新たな届出は不要ですが、**営業形態がスーパーマーケット、コンビニエンスストア等の場合は、 **左の表の業種のうち、より当てはまる業種の届出をしてください。**詳細は市ホームページをご確認くだ さい。URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/shoku/yokohamaWEB/gyomu/todokedeannai.html

農業の場合

農業者(生産者)が行う未加工の青果物の販売(消費者へ の直接販売(有人・無人の直売所、ネット通販等)を含 む。)は採取業にあたるため、届出は不要です。その他、 農産物の簡易な加工や更なる加工のために製造・加工業者 へ販売することが前提の一次加工についても、採取業の範 囲となる場合があります。なお、**加工品を製造している場** 合は許可又は届出が必要です。詳細は各区生活衛生課にお

<u> 問い合わせください。</u>

漁業の場合

漁業者が水産物の洗浄、活〆、放血、 頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等を行い、 市場又は業者へ出荷する行為は採取業に あたるため、届出は不要です。なお、**加** 工を行う、前述の行為を仕入れて行う、 店舗を設けて販売する場合は許可又は届 出が必要となる場合がありますので、各 区生活衛生課にお問い合わせください。

※包装品を仕入れて、そのまま販売する業態に限ります。

④ 給食施設の届出について

令和3年6月1日以降は、改正食品衛生法により創設された届出制度により、給食施設の設置者による新たな届出が必要となる場合があります。令和3年6月1日の施行日時点において現に稼働している、調理業務を直営で行っている集団給食施設については、令和3年11月30日までに「営業届」の手続が必要です。

営業届の手続期限

令和3年11月30日

(令和3年6月1日以降に給食を始める方は始める前に届出が必要です。)

調理業務を直営で行い、1回の提供食数が20食以上の場合

給食施設の設置者は食品衛生法に基づく「**営業届」を提出する必要があります。**

営業届出の手続については、別紙を参照してください。

なお、届出後は旧制度で交付していた「給食届出済証」は交付しません。

食品衛生申請等システムによる届出を行った場合は、システムから届出したことを確認することができます。窓口で届出をする場合に控えが必要な方は、届出用紙を2部ご用意いただき窓口にご提出ください。(受付印を押し、1部を控えとして返却します。(無料))

届出済証明書の発行をご希望の場合は、別途申請が必要です。(手数料300円)

調理業務を直営で行い、1回の提供食数が20食未満の場合

届出は不要です。

調理業務を委託している場合

食数にかかわらず受託事業者は営業許可が必要です。この場合は、給食施設の設置者による 「営業届」は不要です。

~1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する給食施設の方へ~

「健康増進法」及び「横浜市小規模給食施設の栄養管理に関する条例」に基づく給食の届出制度は今までと変更ありません。

すでに「健康増進法」及び「横浜市小規模給食施設の栄養管理に関する条例」に基づき「給食開始届出」をしている事項に変更等がある場合は、「給食変更届出」等の手続が必要となる場合があります。給食開始届出制度に関する窓口は各区福祉保健課健康づくり係です。

営業届出の手続に関するお問合せ

☎ 045-671-4634

(平日9:00~17:00)

横浜市ホームページ 営業届出に関する情報は こちら→



- ▶営業届出の手続に関するお問合せ専用電話です。おかけ間違いにご注意ください。
- ▶営業許可の取得が必要と考えられる場合などについては、ご相談窓口として各区生活衛生課をご案内させていただきます。予めご了承ください。
- ▶営業届の記入(入力)方法、添付書類などに関する内容以外のご相談については、各区生活衛生課あて ご連絡ください。

窓口	所在地	電話番号
鶴見区	鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1842
神奈川区	神奈川区広台太田町3-8	411-7141
西区	西区中央1-5-10	320-8442
中区	中区日本大通35	224-8337
南区	南区浦舟町2-33	341-1191
港南区	港南区港南4-2-10	847-8444
保土ケ谷区	保土ケ谷区川辺町2-9	334-6361
旭区	旭区鶴ケ峰1-4-12	954-6166
磯子区	磯子区磯子3-5-1	750-2451

窓口	所在地	電話番号
金沢区	金沢区泥亀2-9-1	788-7871
港北区	港北区大豆戸町26-1	540-2370
緑区	緑区寺山町118	930-2365
青葉区	青葉区市ケ尾町31-4	978-2463
都筑区	都筑区茅ケ崎中央32-1	948-2356
戸塚区	戸塚区戸塚町16-17	866-8474
栄区	栄区桂町303-19	894-6967
泉区	泉区和泉中央北5-1-1	800-2451
瀬谷区	瀬谷区二ツ橋町190	367-5751